

合成樹脂を原材料として使用された器具・容器包装を製造している事業者のみなさまへ

営業の届出を行ってください。

食品衛生法が改正され、令和3年11月末までに、営業の届出をする必要があります。

▲▼令和2年6月1日から施行された内容▼▲

■食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみを使用可能としたポジティブリスト制度が導入されました。

■器具・容器包装製造事業者における製造管理について

製造管理に関する省令で定められた基準に従い、公衆衛生上必要な措置を講じることが必要です。製造管理として、一般衛生管理と適正製造管理を行うこととなります。

<一般衛生管理とは>

人員、施設・設備の管理、製造等の記録・保存など、清潔・衛生が確保された製品の製造を行うために定められた衛生管理です。

<適正製造管理とは>

安全な製品の設計と品質確認など、ポジティブリスト制度に適合した製品の製造について定められています。

■事業者間の適切な情報伝達について

器具又は容器包装並びにその原材料がポジティブリスト制度に適合していることが確認できる情報が、事業者間で伝達されることが必要です。

伝達する内容は、ポジティブリストへの適合性等の確認に資する情報であって、必ずしも個別物質の開示等が必要ではありません。

情報の伝達は、営業者間での契約締結時における仕様書、入荷時の品質保証書、業界団体の確認証明書等を活用することも可能です。

▲▼令和3年6月1日から施行される内容▼▲

■器具及び容器包装の製造事業者を把握するために、届出制度が創設されました。

■既に営業中の事業者は、施行から6か月以内(令和3年11月30日まで)に**届出**をしてください。

■届出方法

- ・製造所の事業者は、別添の様式に記入し、保健所生活衛生課に提出してください。
- ・なお、食品衛生申請等システムを利用した電子申請による届出も可能です。

【問合せ先】福山市保健所生活衛生課 (TEL:084-928-1165)